

令和元年7月26日開会

第703回むつ市教育委員会

## < 目 次 >

### < 事務局からの報告事項 >

1. 第240回むつ市議会定例会の報告について（総務課）
2. 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)等許可申請について（生涯学習課）

### < その他 >

1. 令和元年度むつ市教育委員会事務の点検及び評価に関する報告書について  
(総務課)

## 事務局からの報告事項

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)等許可申請について

令和元年6月17日付、む生産第122号で、現状変更(捕獲)について、むつ市長より文化庁長官あての許可申請書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。

### ●申請内容

青森県第2次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)に基づいた、加害群除去等の捕獲

### ●捕獲申請頭数…11群+ハナレザル 計230頭

#### 加害群除去

- ・ I2-A1 群 10 頭
- ・ I2-A2 群 4 頭
- ・ A2-85 群 60 頭

#### 個体数調整

- ・ A2-84A 群 7 頭
- ・ A2-84B 群 4 頭
- ・ A87-A 群 21 頭
- ・ O1-A 群 11 頭
- ・ O2-B 群 17 頭
- ・ M2-B 群 23 頭
- ・ Ko2 群 36 頭
- ・ S 群 20 頭

・ハナレザル 17頭

- 捕獲方法…箱わな、麻酔銃
- 期間…許可日～令和3年6月30日
- 教育委員会としての所見

加害群除去に係る計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認されており、申請内容は妥当と考えられる。



む 教 生 第 122 号  
令和元年 6 月 21 日

青森県教育委員会  
教育長 和嶋 延寿 様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更等（捕獲）許可申請について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当：むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司

TEL 0175-22-1111(内線 3142)

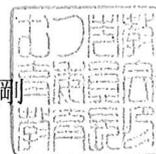
FAX 0175-22-1488



む 教 生 第 122 号  
令 和 元 年 6 月 21 日

文化庁長官 宮田 亮平 様

むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更等（捕獲）許可申請について（進達）

令和元年6月17日付、む生産第142号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更等（捕獲）について、むつ市長より許可申請が提出されましたので、当教育委員会の所見を付して、別添のとおり進達します。

#### 記

・むつ市教育委員会の所見

今回の捕獲は、青森県第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、加害群除去等の捕獲を行うものである。この計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認を受けており、申請内容は妥当と考えられる。

担当：むつ市教育委員会 生涯学習課  
森田 賢司  
TEL 0175-22-1111（内線 3142）  
FAX 0175-22-1488



む生産 第142号

令和元年6月17日

むつ市教育委員長

教育長 氏 家 剛 殿

むつ市長 宮下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地  
現状変更等許可申請書の進達方について

このことについて、文化保護法第125条第1項の規定により、別紙のとおり  
提出しますので、文化庁への進達方について、お願い致します。



む生産第 142号  
令和元年6月17日

文化庁長官 宮田 亮平 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号  
むつ市長 宮下 宗一郎  
(担当：経済部生産者支援課畜産振興グループ)



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（捕獲）等許可申請書

文化財保護法第125条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称 天然記念物「下北半島のサルおよびサル生息北限地」
2. 指定年月日 昭和45年11月11日
3. 天然記念物の所在地 青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所 日本国
5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所 なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所 なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地  
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由

下北半島に生息するニホンザルは、個体群・個体数の増加による群れの分裂化及び行動域の拡大に加えて、耕作地への定着化など、農作物への被害が後を絶たない状況にある。

また、人家周辺にも定着し、人的被害・人家侵入被害及び生活環境被害の発生や地域住民に対する威嚇など、精神的被害が発生し、地域住民との軋轢が生じている。

過去には保護管理計画に基づき、個体数調整等の対策を行ってきたが、依然として集落へ出没し、里地及び農地への依存状態が続いている。

このことから、平成29年4月1日より青森県第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）が施行されていることから、同計画に基づき、加害群除去・個体数調整等の捕獲を実施するものである。

なお、実施するにあたり、当市において、ニホンザル保護管理事業実施計画書案を作成し、令和元年5月15日に開催された「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」において諮問し、おおむね了承を得ている。

#### 10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲に当たっては、箱わな又は麻醉銃を使用し、天候・周囲の安全を十分に確認しながら実施する。(麻醉銃について、一時不動にする目的で使用する。)

捕獲後は、炭酸ガスにより殺処分し、焼却処理。

捕獲予定群れ名	生息頭数	捕獲予定頭数	備 考
I 2-A 1群	10頭+ $\alpha$	10頭	加害群除去
I 2-A 2群	4頭	4頭	加害群除去
A 2-85群	60頭+ $\alpha$	60頭	加害群除去
A 2-84A群	24頭+ $\alpha$	7頭	個体数調整
A 2-84B群	15頭	4頭	個体数調整
A 87-A群	70頭	21頭	個体数調整
O 1-A群	38頭+ $\alpha$	11頭	個体数調整
O 2-B群	42頭	17頭	個体数調整
M 2-B群	77頭+ $\alpha$	23頭	個体数調整
K o 2群	72頭+ $\alpha$	36頭	個体数調整
S群	69頭+ $\alpha$	20頭	個体数調整
ハナレザル	—	17頭	加害個体除去
合 計	捕獲上限 230頭		

※ 今後、群れの状況によっては、捕獲対象を変更することもあるが、その際の捕獲頭数は今回の捕獲予定頭数合計の230頭を上限として対応する。

※ 生息頭数について、青森県平成30年度(2018年度)下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書を参考。

1 1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失・若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

第2次第二種特定鳥獣管理計画に基づく加害群除去等については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」が開催された結果、申請頭数内の捕獲であれば、下北地域個体群が永続できる規模であり、特に問題ないとの見解である。また、捕獲したニホンザルのデータを記録することにより保護管理のための資料とするなど天然記念物の保存に及ぼす影響等について配慮されているものである。

麻酔銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻酔薬の過剰量投与を避け、適正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着 手 許可の日から

終 了 令和3年6月30日

1 3. 現状変更等に係わる地域の番地 青森県むつ市一円（別添・地形図のとおり）

1 4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

- ・ むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡史朗  
(青森県下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島のサル調査会事務局長等)
- ・ むつ市脇野沢渡向156番地41 榎引道彦  
(むつ市脇野沢庁舎市民生活課主事・わな猟免許保持者)
- ・ むつ市海老川町7-25 相内一彦  
(むつ市経済部生産者支援課畜産振興グループ主事)
- ・ むつ市脇野沢本村216番地 榎引幸成  
(むつ市経済部生産者支援課畜産振興グループ鳥獣保護管理専門員・銃砲所持許可保持者)
- ・ むつ市脇野沢渡向109-4 加藤恵哉  
(むつ市経済部生産者支援課畜産振興グループ野猿看視人)
- ・ むつ市脇野沢瀬野川目78-5 日隅雅晃  
(むつ市経済部生産者支援課畜産振興グループ野猿看視人)
- ・ むつ市脇野沢九艘泊84番地1 中島幸一  
(むつ市経済部生産者支援課畜産振興グループ野猿監視人)
- ・ むつ市大畑町本町80番地6 福田雅之  
(むつ市経済部生産者支援課畜産振興グループ野猿看視人・わな猟免許保持者)

## むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要について

### 1. 加害群による被害状況について

#### ● S群（新田、高梨、宮後、栗山地区）について

平成19年度に群れが確認され、むつ市の市街地側へ行動域が拡大傾向である。平成29年度から市街地に近い栗山地区への出没が相次ぎ、残渣野菜を採食するなど、季節的に集落での目撃が増加している。

#### ● I2-A1群（大畑町、風間浦村下風呂地区）について

I2-A群の分裂群は風間浦村下風呂地区及び大畑町の赤川・佐助川・木野部・釣屋浜・二枚橋・大畑道地区を行動域とし、一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没しており、被害対策を講じているが、依然として農作物被害が頻発化している。

遊動域内に小学校が所在し、教職員による追い払いや生徒が集団で登下校するなど対策は行っているが、教職員及び生徒への人的被害が憂慮されている。

#### ● I2-A2群（大畑町）について

I2-A群の分裂群で、大畑町の市街地に近い地区で遊動していることが多く確認されており、新たな被害箇所の拡大につながっている。追い払い等の被害対策を講じているが農地に依存していることから、今後も被害が拡大する恐れがある。

#### ● K02群（大畑町・高梨地区）について

以前は薬研から小目名地区を行動域としていたが、近年、湯坂下から高梨地区に行動範囲を延ばし季節的に人家周辺及び耕作地へ出没し、農作物被害を及ぼしている。行動範囲が広いことから、追い払い等の対策が追いついていない。

#### ● A2-84A群、A2-84B群（脇野沢地区）について

A2-84群が平成19年度にA2-84A群・A2-84B群・A2-84C群の3つの群れに分裂し、このうち、A2-84AとA2-84B群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。個体数調整等の被害対策を講じ対策の効果がみられているが、依然として農作物被害が発生している。

行動域は、脇野沢九艘泊地区から七引地区・辰内地区までとしているが、A2-84Aについては新たに北側の滝山地区や東側の口広地区に拡大傾向である。

#### ● A2-85群（脇野沢地区、川内町蛸崎地区）について

A2-85群は、脇野沢源藤城地区から川内町蛸崎地区までを行動域としているが、近年、東側へ拡大傾向にあり、電気柵が設置されていない地区へ出没していることから、被害が拡大する恐れがある。

一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没し、集落への依存度も高い。被害対策を講じているが、分派行動をするなど、分裂する可能性も高い。

#### ● A87-A群（脇野沢地区）について

A87-A群は、脇野沢九艘泊地区から蛸田地区まで行動域としているが、近年、東側へ拡大傾向である。季節的に農地へ出没していたが、近年、集落への依存度が高くなり、電気柵等の被害対策を実施しているが、農作物被害が発生している。

- ○１－Ａ群、○２－Ｂ群（脇野沢地区）について
 

○群の分裂群で平成１６年度頃、２つ（○１群と○２群）に分裂し、平成２２年度に○２群が２つ（○２－Ａ群と○２－Ｂ群）に分裂、平成２５年度に○１群が２つ（○１－Ａ群と○１－Ｂ群）に分裂と現在に至っている。

○１－Ａ群については、滝山地区周辺を行動域としていたが、年々南下し、田ノ頭地区まで行動し、農作物被害を及ぼしている。

○２－Ｂ群については、源藤城地区周辺を行動域とし、追い払い等の対策をおこなっても、人がいなくなるときを見計らって耕作地へ出沒し、農作物被害を及ぼしている。
- Ｍ２－Ｂ群（川内町湯野川・畑地区）について
 

Ｍ２－Ｂ群は、近年まで遊動域が明確ではなかったが、平成２６年度に発信器を取り付け、モニタリング調査をしたところ、佐井村川目地区から川内町湯野川地区の南側まで遊動していることが明らかになり、広範囲にわたって行動している。季節的に湯野川・畑地区に出沒し、農作物に被害を与えている。

## ２．ハナレザルによる被害状況について

- むつ市街地について
 

平成３０年度から、名古屋で１頭、宮後で２頭、ハナレザルの目撃情報などがあることから、農作物被害の拡大が憂慮される。
- 大畑町について
 

平成３０年度、小目名地区に１頭出沒し、農作物に被害を受け、周辺には農地が所在していることから、被害の拡大が憂慮される。
- 川内町について
 

平成３０年度、野平地区に１頭、銀杏木に２頭が出沒し、農作物に被害を受け、周辺には農地が所在していることから、被害の拡大が憂慮される。

蛸崎地区にも３頭が出沒し、農作物に被害を受け、周辺には農地が所在していることから、被害の拡大が憂慮される。
- 脇野沢について
 

平成３０年度、小沢地区に４頭が出沒し、農作物に被害を受け、周辺には農地が所在していることから、被害の拡大が憂慮される。

また、七引地区の野猿公苑内に３頭出沒し、管理人が威嚇を受けたり、飼養用の餌（ジャガイモ）を奪われる被害が発生している。

## ３．現在とられている防除対策について

### 【野猿看視人及び鳥獣被害対策実施隊】

むつ市では、旧脇野沢村から猿害防止のため、野猿監視員を１年を通して配置している。現在は野猿看視人及び鳥獣被害対策実施隊と改め、脇野沢地区１１名、川内地区１名、むつ地区２名、大畑地区２名体制で追い上げ・追い払い及びモニタリング調査（個体群・個体数・行動域等調査）を行っている。

サルの群れには、テレメトリー発信器を装着させ、受信機により群れの位置を常に確認し、

人家周辺及び耕作地へ出沒する際に、電動ガン、パチンコ等を使用し、被害軽減に努めている。  
また、人的被害及び人家侵入被害が発生した際には、いち早く状況等を確認し、問題個体の特定に努めている。

#### 【モンキードッグによる追い上げ】

むつ市では、犬を活用した追い上げ・追い払いを平成20年度から脇野沢地区、平成23年度から大畑地区、平成26年度から川内町野平地区で導入し、農作物被害等の軽減を図っている。

導入にあたり、警察犬訓練所と協議し、訓練士が犬種や個体を選定、基礎訓練を行いながら、月2回程度現地にて実際にサルを追う訓練を行っている。

運用方法は、野猿看視人及び鳥獣被害対策実施隊が監視業務の際、モンキードッグ犬舎から各群れの出沒場所に引き連れて追い上げを行う。

#### 【住民による追い払い】

サルの出沒状況に応じて朝と夕方に無線放送を行い、地域住民に対し、追い払いの協力を求めている。出沒の際には、積極的に耕作地へ駆けつけ追い払いを行い、自己防除の意識が高まっている地域もある。

#### 【電気柵の設置】

農作物被害防止として鳥獣被害対策実施隊による追い上げ等とともに国及び県の補助を受けカモシカ食害対策事業により1997年（平成9年度）から2006年（平成18年度）まで簡易型電気柵を設置している。（14,048m設置）

さらに中山間地域総合整備事業及び里地棚田保全整備事業により、国・県の補助事業を導入し、鳥獣害防止柵等を脇野沢地区、大畑地区に整備している。（13,042m設置）

また、平成20年度に初めて文化庁の補助を受け、ニホンザル食害対策事業により、猿用電気ネット柵・京大方式電気柵を大畑地区、川内地区、脇野沢地区に設置（平成20～30年度21,448m設置）し、毎年2,000m前後の延長の電気柵の設置をすすめ、農作物被害等の防止対策とする。

#### 4. 危害防止のための措置等

麻醉銃による捕獲については、天候及び場所を選び安全を確認しながら麻醉銃を使用する。

麻醉薬の取扱にあたっては、獣医指導の下、塩酸ケタミンを使用し、捕獲時の体重見積りを正確にすることで麻醉薬の過剰量投与を避け、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

ニホンザルに対しては、過度の負担をかけないために「ケタラール筋注用500mg」を2ml使用する。これは、ケタミンに換算すると100mgであるため、鳥獣保護法で定める1回のケタミン投与量が5700mgを超えないため危険猟法にはあたらない。

また、周囲に人がいる恐れのあるような場所では捕獲しない。更には麻醉銃の発射の際には、補助者が周囲の安全を確認し細心の注意を払い、予期せぬ事故を防止する。